

安心R住宅の取り扱いに関する特記事項

当該物件は、国土交通省に定められた「安心R住宅」です。不動産広告表示および販売活動において、下記事項を遵守願います。

1. 住宅購入者に対し、当該物件の「安心R住宅調査報告書」を交付すること。
2. 広告表示にあたっては、外装（戸建の場合）、主たる内装、台所、浴室、便所及び洗面設備の現況写真等を掲載すること。（チラシなどスペースに限りがある場合は省略可）
3. 住宅購入者が求める場合にあっては、当該住宅購入者に対し、次に掲げる事項を開示すること。
 - イ. 共同住宅等にあつては、管理規約及び長期修繕計画（当該共同住宅等の管理組合の承諾を得た場合に限る）
 - ロ. 当該物件の「安心R住宅調査報告書」の「7.当該住宅に関する書類の保存状況等」に有とチェックされた書類
4. プラン付の場合には、住宅購入者に対し当該提案書の写しを交付するとともに、住宅購入者からの求めに応じ、当該住宅購入者に対し、住宅リフォーム事業者の斡旋その他の援助を行うこと。また、プラン（提案書）に基づきリフォーム・リノベーション工事を行うことを取引条件として当該物件を売買するものではない旨を説明すること。
5. 「安心R住宅」の標章を利用する場合には、一般社団法人リノベーション協議会（問合せ先）を併記すること。また、「安心R住宅とは、耐震性等国土交通省が定めた要件に適合した既存住宅のことです。詳細は、（一社）リノベーション協議会までお問い合わせください」の説明文を併記（注釈、備考欄表記でよい）すること。
6. 貴社又は当該物件が国土交通省に登録されているとの誤認をされないようにすること。
7. 国と関係がある事業者が取引主体となっていると誤認されるおそれのある広告の表示、及び国が貴社と共同、又は貴社を後援していると誤認されるおそれのある広告の表示をしないこと。
8. 当社が広告承諾を撤回、又は当該物件の専任媒介契約を解除したときは、速やかに標章の使用を中止すること。

以上